

農林水産業の担い手に関する施策について

食と緑の基本計画2025

- 県では、「食と緑が支える県民の豊かなくらしづくり条例」に基づいた「食と緑の基本計画2025」を策定して施策を展開。
- 食と緑の基本計画2025では、「人材の確保と生産性の向上」「持続可能な農林水産業・農山漁村の実現」の2つの視点を特に重視して、急速に進む人口減少を始めとする社会情勢を踏まえた取組を実施。
 - ・意欲ある人材の確保・育成
 - ・地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現 など

柱1：生産の柱 | 持続的に発展する農林水産業の実現

(1) 意欲ある人材の確保・育成

- ア 農業を支える多様な人材の確保・育成
- イ 林業を支える担い手の確保・育成
- ウ 水産業を支える担い手の確保・育成

(2) 生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実

- ア 新技術・新品種の開発と普及
- イ 農林水産業を支える生産基盤の整備と環境づくり
- ウ 産地の体制や生産設備の強化
- エ 食の安全・安心の確保

(3) 新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現

- ア マーケット・インの視点に立った生産・流通の改善
- イ 農林水産物等に関する国内外での需要の開拓
- ウ 環境との調和に配慮した持続可能な農林水産業

柱2：暮らしの柱 | 農林水産の恵みを共有する社会の実現

(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

- ア 県産農林水産物への理解を深める取組の推進
- イ あいちの農林漁業を応援・体験し参加する機会の提供
- ウ 幅広い世代に対する食育の推進

(2) 災害に強く安全で快適な環境の確保

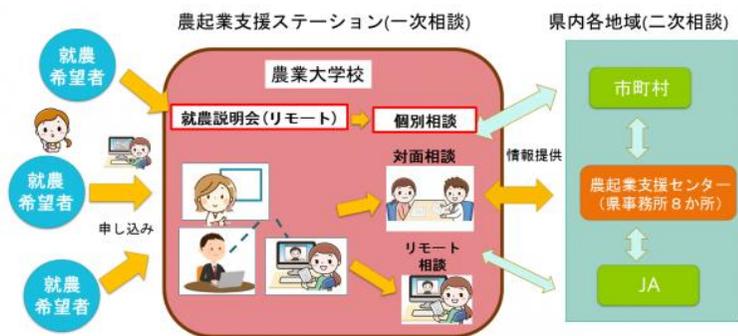
- ア 農山漁村の強靱化に向けた防災・減災対策
- イ 快適な生活環境の確保
- ウ 暮らしを支える森林・農地・漁場の整備・保全

(3) 地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現

- ア 地域の特性に応じた農山漁村の活性化
- イ 多面的機能の持続的な発揮につながる活動の推進

主な施策【農業】

- 新規就農者の確保・育成のための県唯一の教育・研修機関である県立農業大学校に**担い手確保の拠点となる「農起業支援ステーション」を設置**し（2021年）、就農希望者や企業等の農業参入を支援。
また、県立農業大学校では、新たに農業を始めようとする人を対象に、技術習得のためのカリキュラムを提供。



ロボット系スタートアップが県立農業大学校で研修し、新たに農業参入した事例（知多市）

- 県内の市町村やJAの主催により**農業塾を開講**。農業塾では、農業の担い手を養成するコースや栽培の基礎を学ぶコースなど多様な目的で実施。
- **半農半X**を志向する都市住民に、実践の場として愛知県の農村地域を選んでもらうためのセミナーや相談会の実施、特設サイトによる**PR動画配信**。
- 農福連携相談窓口の設置、農福連携セミナーや農福連携の専門人材（農福連携技術支援者）を育成する研修の開催などにより、**農福連携の理解促進や取組の拡大**を支援。
- 若手女性農業者を対象としたセミナー・ワークショップの開催や、女性農業者の経営・技術の向上のための研修の開催などにより、**女性農業者の活躍の場の拡大**を支援。



主な施策【林業】

- 愛知県林業労働力確保支援センターと連携し、林業就業に興味がある方と林業経営体をマッチングすることを目的に、就業希望者に対して林業に関する情報提供や就業相談を行う**森林の仕事ガイダンス**などを開催。
- 県内3か所の**林業関係高校生**に林業の仕事に関する知識を深めてもらい、林業の現場や就労条件等を直接見聞きする機会として、**現地見学会**や**体験講座**を実施。
- 新規林業就業者の確保に必要な用具一式や講習費用等を支援するとともに、就業後の不安や悩みの相談窓口を設置。



森林の仕事ガイダンス



林業関係高校生現地見学会
(田口高等学校)



あいち伐木競技会2023

- 愛知県の林業従事者の技術力を強化し、林業の生産性の向上及び安全作業の定着を図るため、森林・林業技術センターの林業研修を見直し、未経験者から指導者育成までキャリアに応じた段階的な研修コースを設けた**「あいち林業技術強化カレッジ」を2023年4月にオープン**。
- 林業現場技能者の林業技術及び安全作業意識の向上、林業の魅力の発信や新規林業就業者の確保を目的に**「あいち伐木競技会」(東栄ドーム)を2023年度より開催**。

主な施策【水産業】

- 若い世代等への漁業の関心を深める取組
 - ・小中学生を対象とした**出前授業の開催**。
 - ・県内の小学5年生全児童に**本県の水産業を紹介する教材**（パンフレット、下敷き）の配布。
 - ・漁業の実態を理解できる**漁業体験研修の実施**。
 - ・漁業就業の魅力や船上作業を分かりやすく紹介する**動画の配信**。



漁獲物観察



漁獲物の選別体験



P R 動画

- 漁業就業前の支援
 - ・水産試験場に**漁業就業者確保育成センターを設置**し（1996年）、随時、就業相談等に対応。
 - ・漁業現場で長期研修等を行う国の「**経営体育成総合支援事業**」に**参画**し、漁業就業を促進。
 - 独立型：研修後の独立起業を目指す研修（最長4年間）
 - 雇用型：研修後の被雇用を目指す研修（最長2年間）
- 漁業就業時の支援
 - ・漁業経営開始に必要な資金や技術の習得に必要な資金を**無利子で融資**。
- 漁業就業後の支援
 - ・水産業普及指導員による漁船漁業や養殖業などの**新しい技術の普及指導**。
 - ・漁村で中心的役割を果たすことが期待される漁業者を**漁業士に認定し、地域のリーダーとして育成指導**。
 - ・カキなどの新しい養殖技術の導入や水産資源管理の取組による**収入安定対策を推進**。



シングルシード式カキ養殖

取組実績と課題

ア 農業を支える多様な人材の確保・育成

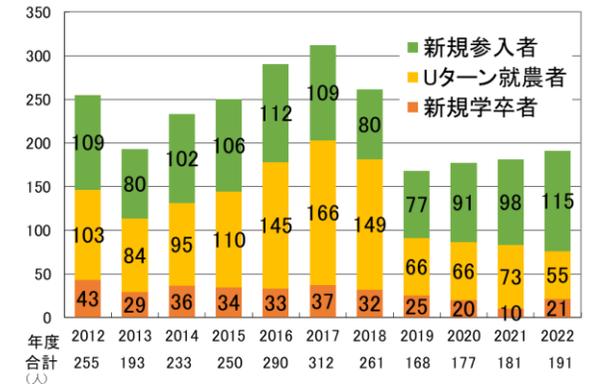
主な取組実績

- 農起業支援ステーションと農起業支援センターが連携して1,155件の就農相談を実施した結果、72名（2023年）が就農（新規就農者のうち約4割）。
- 農起業支援ステーションの設置により、企業参入相談の窓口が明確になり、相談件数が34.7社（設置前3年間の平均）から46社（設置後3年間の平均）へ増加。ステーション設置後、11社の企業等が農業へ参入。
- 労働力確保のための単発、短期バイトの周知、マッチング支援を実施。
- 農福連携に取り組む意向を有する農業者と障害者就労施設の相談窓口として「愛知県農福連携相談窓口」を設置し、相談対応した結果、農福連携に取り組む農業経営体が79件、福祉事業所が95件、合計174件となった。

課題

- 担い手が減少する中で、産地規模を維持するためには新規参入者の受入が必要。
- 参入希望者や企業等は農地の情報を求めているが、農起業支援ステーションでは農地の情報を提供できないため、農地のマッチング体制の検討が必要。
- 労働力の確保を促進するために、経営者の労働管理能力の向上が必要。
- 農福連携を推進するための人材として農福連携技術支援者を育成し、農業者と障害者就労施設のニーズを把握し円滑に取り組みを開始し、継続できることが必要。

新規就農者(64歳以下)の推移



一般法人の農業参入数の推移



イ 林業を支える担い手の確保・育成

主な取組実績

- 担い手の確保の取組として森の仕事PRを15回、就業ガイダンスを6回実施（2021- 2023年度 参加者863名）。
- 伐木競技会（東栄町）を開催し、来場者（400名）に林業の魅力を発信。
- 「あいち林業技術強化カレッジ」をオープン(2023年度)し、研修カリキュラムの拡充・整備により経験年数や知識・技術レベルに応じた計画的かつ体系的な研修を実施。

課題

- 就業ガイダンスの来場者は50歳以上が半数を占め、来場者が就業に結び付くケースが少ないことから、若年層の確保に向けた取組が必要。
- 新規林業就業者の定着を促進するため、退職に至った経緯や理由を収集し、その原因を解消する取組が必要。
- 体系的・段階的に研修を行う体制は整ったため、今後は各種研修に参加した受講生からの要望を聞きながら、研修内容をより充実させることが必要。

ウ 漁業を支える担い手の確保・育成

主な取組実績

- 就業前に本県漁業の魅力や厳しさを体験することができる漁業体験研修を8回実施（2022-2023年度 参加者31名）。
- 本県の漁業を紹介し、漁業就業の魅力を発信する動画を5本製作・配信（2022-2023 年度 合計再生回数は20万回以上）。
- 毎年度開催する藻類貝類養殖技術修練会や、県内3地区の青年部協議会による研究活動・先進地域への研修活動等、漁業者の学習や交流活動を支援し、次世代の漁村のリーダーとなる漁業士を7名認定（2021-2023年度）。
- 新たな養殖業の導入を目指し、県内3地区にてカキ・アサリのシングルシード方式による実証事業を実施。

課題

- 漁業体験では、本県漁業への就業希望が一定数あるものの、就業につながっていないため、研修後のフォローアップや雇用ニーズとマッチングなどが必要。
- 研究・研修活動等へ参加する漁業者が限られている。漁業者の減少が見込まれる中で、漁業者自身の経営安定化に限らず、新規漁業者の指導など漁業者の模範として地域を牽引する漁業士の育成が必要。
- 新しい養殖業は、導入に意欲を持つ漁業者が多い。作業性の効率化や採算性の向上を図るとともに、事業化に向けた支援や実証する漁業者の拡大に向けた支援が必要。

農林漁業者に対する支援策一覧

農業者等に対する支援策

① 新規就農のための研修を受けたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
1	ニューファーマーズ研修	愛知県内で就農5年後に農業所得250万円以上を目指すUターン就農者、新規参入者	○4コース（花き、野菜、果樹、作物）から選択 自己ほ場又は先進農家での実習900時間 農業大学校での講義約180時間	農業経営課 教育・担い手 G
2	農業者育成支援研修	主に新規参入者 （非農家出身、農業以外の分野から就農を希望する者）	○農業大学校での実習約100日、講義約15回（週に3～4日）	農業経営課 教育・担い手 G
3	農業技術研修	離職者（失業者）	○農業大学校での実技723時間、学科207時間（週に5日） 主に露地野菜	農業経営課 教育・担い手 G

② 研修中の所得を確保したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
4	新規就農者育成総合対策 （就農準備資金） 交付主体：県	農業大学校や県が研修機関として認定した先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農希望者	○最長2年間、1人あたり年間最大150万円 【主な要件】 ・就農予定時の年齢が原則50歳未満であること ・概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修すること ・独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指すこと ・前年の世帯所得が600万円以下であること 等	農業経営課 教育・担い手 G

③ 経営を始めて間もない時期の所得を確保したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
5	新規就農者育成総合対策 （経営開始資金） 交付主体：市町村	新規就農（独立・自営就農に限る）した者	○最長3年間、1人あたり年間最大150万円 【主な要件】 ・就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者 ・目標地図、人・農地プランに位置づけられていること ・前年の世帯所得が600万円以下であること 等	農業経営課 教育・担い手 G

④ 新規就農時に機械・施設等を導入したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
6	新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業) 交付主体：市町村	当該年度中に新規就農（独立・自営就農に限る）される（された）者	○補助対象事業費上限1,000万円 (経営開始資金交付対象者は上限500万円) 補助率：国：1/2、県1/4、本人1/4 対象経費：機械、施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植等 【主な要件】 ・就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者 ・目標地図、人・農地プランに位置づけられていること 等	農業経営課 教育・担い手 G

⑤ 新規就農時に機械・施設の導入等の資金を借りたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
7	青年等就農資金 融資機関：日本政策金融 公庫	新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）	○農業経営を開始するために必要な長期資金（機械・施設の整備資金、長期運転資金）を無利子で融資する資金 資金使途：施設・機械の取得、経営開始に伴って必要となる資材等 借入限度額：3,700万円（特認1億円）	農業経営課 管理・金融G

⑥ 経営発展のために、機械・施設の導入等の資金を借りたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
8	農業近代化資金 融資機関；民間金融機関	農業を営む者等(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織など)	○経営改善に必要な施設資金等を長期低利で融資する資金 資金使途：施設、機械の取得等 借入限度額：個人1,800万円、法人・団体2億円	農業経営課 管理・金融G
9	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) 融資期間：日本政策金融 公庫	認定農業者	○規模拡大など経営改善のために農地・機械・施設を購入する場合などに必要な資金を長期低利で融資する資金 資金使途：農地、施設、機械の取得等 個人3億円（特認6億円） 法人10億円（特認30億円）	農業経営課 管理・金融G

⑦ 経営開始後に機械・施設等を導入したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
10	経営体育成支援事業費補助金 交付主体：市町村	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者	〔融資主体型〕 ○農業経営の発展・改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する際の融資残について支援 補助率：事業費の3/10以内 補助上限額：300万円（要件を満たす場合は最大1,500万円） 〔条件不利地域補助型〕 ○経営規模が小規模・零細な地域において、農協や農業団体が行う共同利用機械・施設の導入に対して支援 補助率：事業費の1/2以内（農業用機械は1/3以内） 補助上限額：4,000万円	農業振興課 農村対策G
11	稲麦大豆産地整備事業費補助金、野菜集団産地整備事業費補助金、果樹産地整備事業費補助金、花き産地整備事業費補助金、茶生産団地整備事業費補助金 （国：強い農業づくり事業）	市町村、農業団体等	○産地競争力の強化等を推進するため、市町村、農業団体等が行う施設、機械等の整備に要する経費を支援。 補助率：事業費の1/2以内	園芸農産課 特用作物G
12	産地パワーアップ事業 （国：産地生産基盤パワーアップ事業） 交付主体：市町村	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に中心的経営体として位置づけられた農業者、農業者団体等	○栽培施設等の整備、ハウス等の改修、農業機械の導入またはリース導入等を支援 補助率：1/2 以内(国費) 【主な要件】 収益性向上対策 ・産地の面積要件を満たしていること ・産地パワーアップ計画の成果目標：収益性の向上10%以上 ・費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること ・農業用ハウスの場合は、耐候性の要件を満たすこと 生産基盤強化対策 ・後継者不在のハウス等の譲渡または譲渡後の営農開始を目的とした再整備・改修並びにこれに伴う機械設備の導入であること ・産地パワーアップ計画の成果目標：総販売額または作付面積の維持または増加 ・面積要件なし（産地範囲は地域農業再生協議会の範囲）	園芸農産課 稲・麦・大豆G

⑦ 経営開始後に機械・施設等を導入したい（つづき）

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
13	あいち型産地パワーアップ事業 交付主体：市町村	地域農業再生協議会等が作成する「産地戦略」に位置付けられた農業者、農業者団体等	<p>○国費補助事業の活用が困難である産地・農業者の施設等の整備を支援</p> <p>○栽培施設等の設置、機能向上を伴う改修、農業機械の導入等を支援</p> <p>補助率：事業費の1/3 以内 申請事業費：原則300万円以上 補助対象経費：取組主体ごとに上限5,000万円 事業実施計画での補助金上限3,000万円</p> <p>・認定新規就農者、認定新規就農者となる見込みの者等の取組を含んでいる事業実施計画には5ポイント加算。</p> <p>・園芸用栽培施設の改修は、あいち型植物工場となるものが対象。</p>	園芸農産課 野菜・果樹 G
14	山間地営農等振興事業費補助金	8市町村（岡崎市：旧額田町の区域、豊田市：旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町の区域、西尾市：佐久島の区域、新城市、南知多町：篠島及び日間賀島の区域、設楽町、東栄町、豊根村）、8市町村内の農林漁業者団体	<p>○平坦地に比べ、自然的・経済的・社会的条件の不利な山間地、離島を対象に農林漁業の経営近代化、農林漁業資源の活用等を図るための施設の整備等に対し助成。</p> <p>補助率：事業費の1/2 以内 （家畜ふん尿処理施設は3/5 以内）</p>	農業振興課 農村対策G
15	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産クラスター協議会(地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、農業協同組合、外部支援組織、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）その他の関係者が参画し設立する協議会	<p>○畜産クラスター計画に基づき、地域の畜産の収益性の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備を支援。</p> <p>（1） 家畜飼養管理施設 （2） 家畜排せつ物処理施設 （3） 自給飼料関連施設 （4） 畜産物加工、展示・販売施設 （5） （1）から（4）までの施設の補改修</p> <p>補助率：事業費の1/2 以内</p>	畜産課 畜政環境・飼料G

⑦ 経営開始後に機械・施設等を導入したい（つづき）

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
16	畜産振興事業費補助金（家畜糞尿処理対策事業） 交付主体：市町村	農業者の組織する団体	○家畜糞尿処理施設（附帯機械を含む）、排せつ物等攪拌・運搬機械及びたい肥施用機械・器具等の設置に要する経費の一部助成。 補助率：事業費の1/3以内	畜産課 畜政環境・飼料G
17	畜産振興事業費補助金（自給飼料等利用促進事業） 交付主体：市町村	農業者の組織する団体	○飼料作物等利用促進機械施設の設置に要する経費の一部助成 補助率：事業費の1/3以内	畜産課 畜政環境・飼料G
18	家畜飼養衛生管理強化対策事業費補助金 交付主体：畜産農家の組織する団体	・新たに畜舎を整備等する畜産農家 ・既存農場に畜舎整備する畜産農家	○飼養衛生管理水準を向上させるための以下の設備の整備を支援。 ・衛生管理区域へ入場するために作業着等を着替える簡易更衣室等 ・飼料保管庫や堆肥舎等に設置する防鳥ネット等 ・侵入防止柵の整備及び車両消毒エリアの舗装 補助率：事業費の1/2以内	家畜防疫対策室 家畜衛生G

⑧ 6次産業化に取り組みたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
19	6次産業化整備事業費補助金 交付主体：市町村	六次産業化・地産地消法の認定を受けた農林漁業者等	○六次産業化・地産地消法の認定を受けた農林漁業者等が、融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる加工施設・機械等の整備に対して助成 補助率：事業費の1/2以内	食育消費流通課 輸出促進・六次産業化G
20	6次産業化支援事業費 主体：県	農林漁業者等	○農山漁村イノベーションサポートセンターを設置し、農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組について、農林漁業者等からの要請に基づき、中小企業診断士等のプランナーを派遣し、個別相談により支援 ○農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出できる人材を育成する経営、マーケティング等の研修を実施	食育消費流通課 輸出促進・六次産業化G

⑨ 新商品開発・販路開拓を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
21	6次産業化推進事業費補助金 交付主体：市町村	農林漁業者等	○農林漁業者等と、食品事業者や流通事業者等の多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓等の取組に対して助成。 補助率：研究開発は定額、それ以外の取組は事業費の1/2以内（上限個人1,000千円、法人5,000千円）	食育消費流通課 輸出促進・六次産業化G

⑩ 農産物の輸出を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
22	グローバル産地づくり推進事業	産地等	○輸出産地形成を具体的に進めるための計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を本格的に進める取組に対して助成。 補助率：事業費の10/10	食育消費流通課 輸出促進・六次産業化G

⑪ 農地を集積したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
23	機構集積協力交付金（地域集積協力金）	地域等	○地域計画の策定地域（令和6年度は地域計画の策定に向けた協議の場が開催されている区域を含む）を対象として、機構にまとめて農地の貸し付けを行った地域に、貸し付け割合に応じた単価で協力金を交付。 6.5千円～34千円/10a（交付対象の面積の1割以上を新たに担い手に集積した地域に機構の活用率に応じて交付）	農業振興課 利用集積G
24	機構集積協力交付金（集約化奨励金）	地域等	○地域計画の策定地域（令和6年度は地域計画の策定に向けた協議の場が開催されている区域を含む）を対象として、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し奨励金を交付。 5千円～30千円/10a（新たに団地化した地域に団地化の増加割合に応じて交	農業振興課 利用集積G

⑪ 農地を集積したい（つづき）

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
25	農地集積推進事業（地域計画策定事業費補助金）	市町村	○地域計画の策定に向けた協議の実施、地域計画の取りまとめ・公告・周知、農業委員会による目標地図の素案作成等の取り組みに対して助成。 補助率：事業費の10/10	農業振興課 利用集積G
26	農地集積推進事業（法人化支援）	農業者等	○集落営農におけるビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取り組みに対して助成 補助率：事業費の10/10	農業振興課 利用集積G
27	農地集積推進事業（最適土地利用対策交付金）	市町村、地域協議会等	○農業生産条件の不利な中山間地域等において、遊休農地の再生及び発生防止のため、地域協議会等が行う、地域の話し合いを通じた生産基盤や施設の整備等の取組に対して助成。 補助率：ソフト（定額、上限1,250万円）、ハード（5.5/10等、上限2,000万円）	農業振興課 利用集積G

⑫ 山間地等で営農を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
28	中山間地域等直接支払事業 交付主体：市町村	市町村長が認定する集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（生産者組合、第3セクター等を含む）	○農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付（1ha以上のまとまりのある農振農用地区域内農用地で、急傾斜地等の条件を満たしていること）。 10a当たり 3,500円～21,000円（通常単価） 負担割合：（通常地域）国1/2、県1/4、市町村1/4 （特任地域）国1/3、県1/3、市町村1/3	農業振興課 農村対策G

⑬ 鳥獣害対策を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
29	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	被害防止計画を策定・策定予定の市町村	<p>○有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づいて作成する被害防止計画に沿って総合的かつ計画的に実施する対策の経費を助成。</p> <p>〔推進事業〕 推進体制の整備、人材育成活動、被害防除及び生息環境管理、ICT等新技術の実証、捕獲サポート体制の整備等、ジビエ等利用拡大に向けた地域の取組 補助率：事業費の1/2以内、定額</p> <p>〔整備事業〕 鳥獣被害防止施設の整備(侵入防止柵など)、処理加工施設の整備、地域提案 補助率：事業費の1/2以内、定額</p> <p>〔捕獲事業〕 地域で被害の原因となっている鳥獣の捕獲(イノシシ、ニホンジカ、サル、その他の獣類、鳥類) 補助率：定額(上限単価は鳥獣、処分方法ごとに別に定める)</p>	野生イノシシ対策室 捕獲G
30	山村地域鳥獣被害防止対策事業費補助金	6市町村(岡崎市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村)	<p>○被害防止計画により市町村が実施する被害防止施設整備にかかる助成。 補助率：事業費の1/2以内(設楽町、東栄町、豊根村にあっては1.7/3以内)</p>	野生イノシシ対策室 捕獲G

⑭ スマート農業の実証を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
31	スマート農業推進事業	産地協議会	<p>○スマート農業機械等を導入し、環境にやさしい技術とスマート農業等の省力化技術を組み合わせた営農体系の実証を行う産地協議会の取組を支援。 補助率：定額</p>	農業経営課 普及・営農G

⑮ 環境にやさしい農業に取り組みたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
32	環境保全型農業直接支払交付金	農業者団体等	<p>○自然環境の保全に資する農業生産活動(化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動)の取組に対して交付。 10a当たり800円～14,000円(有機農業、カバークロップ等)</p>	農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締G

農林漁業者に対する支援策一覧

林業者等に対する支援策

① 新規就業のための研修を受けたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
1	緑の雇用事業 主体：国	新規就業者を雇用した認定事業主	○新規就業者の確保・育成に向け、林業経営体が行う人材育成研修等に要する費用等を支援する。 ・トライアル雇用(試用期間) 最大3ヶ月 ・フォレストワーカー(1～3年目) 集合研修(78日間程度)と実践研修(最大8ヶ月/年)	林務課 森林整備支援G
2	森林環境譲与税活用事業 (林業就業支援研修) 主体：県	愛知県内で森林・林業に就業し、 従事経験が3年未満の者	○即戦力となる新規就業者を育成するため、伐木等の業務に係る特別教育の受講とチェーンソー操作基本トレーニングを行う。(8日間)	林務課 森林整備支援G

② 経営発展のために、機械・施設の導入等の資金を借りたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
3	林業・木材産業改善資金 融資期間：民間金融機関	林業従事者、木材産業事業者等	○林業・木材産業の経営の改善等に必要な資金を無利子で融資する資金 資金用途：施設の改良、造成又は取得に必要な資金 造林に必要な資金 立木の取得に必要な資金 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金 貸付限度額：個人1,500万円 会社3,000万円 団体5,000万円	あいちの木活用推進室 生産・流通G

③ 経営開始後に機械・施設等を導入したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
4	次世代林業基盤づくり事業 交付主体：県	選定経営体、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等に対して助成 補助率：1/2以内、4/10以内、1/3以内（国費）	あいちの木活用推進室 生産・流通G
5	森林環境譲与税活用事業 (新規林業就業者支援) 交付主体：県	愛知県内の林業経営体	○県内の林業経営体の事業主に対し、雇用した新規林業就業者の就業に必要な用具一式や講習等に要した費用を支援する。 支援額：500千円/1人 【主な要件】 ・申請日以前の直近の1年間に、150日以上現場において、造林業、育林業又は素材生産業に従事した者。 ・申請日以前の直近の1年間の年間就労日数が200日以上であること。	林務課 森林整備支援G
6	森林環境譲与税活用事業 (高性能林業機械等活用支援) 交付主体：県	愛知県内で高性能林業機械等のオペレーターの育成を行う林業経営体	○高性能林業機械等のオペレーターの育成に必要な高性能林業機械の賃借料に要した費用を支援する。 助成率：1/2以内 対象機械：①プロセッサ、ハーベスタ、スイングヤーダ ② グラップル、フォワーダ、バックホウ等 助成額上限：①200千円/月 ②100千円/月 ただし、1経営体あたりの上限は1,000千円以内	林務課 森林整備支援G

④ 森林の整備を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
7	造林事業費補助金 交付主体：県	森林所有者、森林組合等	○森林組合等が実施する間伐等の森林整備に対して助成する。 補助率：4/10(査定係数により最大72%)	森と緑づくり推進室 森林育成G
8	次世代森林育成事業 交付主体：県	森林所有者、林業経営体等	○森林の持つ公益的機能を発揮させるために行う、人工林の伐採・集材、植栽、獣害対策、見回り、下刈り、除伐等に対して助成する。 補助率：定額	あいちの木活用推進室 生産・流通G

農林漁業者に対する支援策一覧

漁業者等に対する支援策

① 新規就業のための研修を受けたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
1	新規就業者確保推進事業	漁業就業に興味をもつ者	○漁業就業に興味を持つ者を対象に漁業体験研修を実施 座学研修：本県の水産業の概要説明や産地市場を見学（1日） 海上研修：漁船に乗船し、底びき網漁業、船びき網漁業、ノリ養殖業を体験（各1日）	水産課 企画・環境G
2	経営体育成総合支援事業	漁業就業に興味をもつ者	○漁業就業希望者を雇用して、操業等の技術習得のための研修を行う船主に研修時間に応じて交付金を交付 雇用型：漁業経営体への就業を目指す者（最長2年間） 独立型：研修終了後の独立・自営を目指す者（最長3年間）	水産課 企画・環境G

② 新規就業時に漁船・施設の導入等の資金を借りたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
3	沿岸漁業改善資金 （漁業経営開始資金） 交付主体：県	新たに漁業経営を営もうとする青年等	○漁業経営を開始するために必要な長期資金（漁船・施設の整備資金、運転資金）を無利子で融資する資金 資金使途：漁船・機器・施設の取得、経営開始に伴って必要となる資材等 借入限度額：2,000万円	水産課 管理・金融G

③ 経営開始後に漁船を導入したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
4	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 交付主体：国	広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置づけられた漁業者	○リース方式による漁船導入の支援 補助率：国1/2、県2/10以内 国補助上限額：3億円/隻	水産課 資源・栽培G
	漁船導入支援事業費補助金 交付主体：県	国の浜の担い手漁船リース緊急事業または漁船漁業改革緊急事業に採択された者		

④ 経営発展のために、漁船・施設の導入等の資金を借りたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
5	漁業近代化資金 融資機関：民間金融機関	漁業を営む者等(個人、法人、漁業協同組合等)	○経営の近代化に必要な施設資金等を長期低利で融資する資金 資金使途：漁船・機器の取得、施設の整備、種苗の購入等 借入限度額：個人9,000万円、法人9,000万円～12億円、漁協12億円	水産課 管理・金融G
6	漁業振興資金 融資機関：民間金融機関	漁業を営む者等(個人、法人、漁業協同組合等)	○漁業生産の増大や漁業者組織の強化を図るため、漁業近代化資金の対象とはならない、運転資金や中期設備投資資金を貸付ける資金 資金使途：運転資金、施設の整備等 借入限度額：個人・法人1,000万円～2,000万円、漁協1億円～2億円	水産課 管理・金融G
7	漁業経営改善支援資金 融資機関：日本政策金融公庫	漁業を営む者等(個人、法人、漁業協同組合など)	○漁業経営の改善及び再建整備のために必要な長期資金（漁船の建造・改造、施設の改良・造成）を融資する資金 資金使途：漁船・施設の取得、運転資金等 借入限度額：3,000万円～3億円	水産課 管理・金融G

⑤ 漁業収入の安定化を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
8	漁業収入安定対策事業（漁業共済・積立プラス） 交付主体：国	漁業共済：漁業者または養殖業者 積立プラス：漁業共済加入者	○資源減少や自然災害による水揚げが減少した場合等の補填 補助率：国1/2～3/4 ※資源管理協定に参加した漁業者には国補助優遇制度あり	水産課 資源・栽培G
9	漁業経営セーフティーネット構築事業 交付主体：国	漁業経営セーフティーネット加入者	○燃油や配合飼料の価格が上昇した場合の補填 補助率：国1/2～3/4	水産課 資源・栽培G

⑥ 藻類養殖における食害対策を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
10	のり養殖食害防止対策事業 交付主体：市町村	漁業協同組合等	○のり養殖で発生する食害を防除するため漁業協同組合等が実施する取組に要する経費を支援 補助率：1/2以内	水産課 企画・環境G

⑦ 漁場の保全活動を行いたい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
11	水産多面的機能発揮対策事業	漁業者を中心とした活動組織	○漁業者等が行う害敵生物の駆除や干潟や藻場の管理、河川の清掃、外来魚調査等の教育、駆除活動などに要する経費を支援 交付金：1.5/10以内 (国負担：7/10以内、市町村負担：1.5/10以内)	水産課 企画・環境G 資源・栽培G

⑤ 共同利用施設を整備したい

No.	事業名	対象者	内容	県担当課
12	水産業強化対策整備事業 交付主体：国、県	市町村 漁業協同組合等	○水産業の競争力強化を図るため、国の水産業強化支援事業を活用して、漁協が行う共同利用施設、機械等の整備に要する経費を支援。 補助率：国：1/2以内、県1/5以内 対象経費：製氷貯氷施設や冷凍庫、水産物荷さばき施設など共同利用施設の整備 【主な要件】 ・浜の活力再生プランに位置づけられていること	水産課 漁港・漁場G
13	漁業生産力強化総合対策事業 交付主体：県	市町村 漁業協同組合等	○漁業生産力の強化を図るため、漁業団体等が行う施設、機械等の整備に要する経費を支援。 補助率：県1/2以内 対象経費：防災対策、地先漁場生産力向上、衛生管理強化、就労環境改善、機能統合推進 【主な要件】 ・漁業生産力の強化に役立つものであること ・単年度に完了するものであること	水産課 漁港・漁場G